

## 平成28年12月議会

### 提出議案（概要）

1	条例議案	・・・・・・・・・・・・・・・・	P	1
2	指定管理者の指定について	・・・・・・・・	P	3
3	平成28年度12月補正予算（案）	・・・・	P	93
4	その他（報告）	・・・・・・・・	P	95

保健福祉局



【議案第174号】「北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正について

1 改正理由

北九州市障害者スポーツセンター・アレアスのトレーニング室利用者増に伴う受入れ能力拡大のため、現行のトレーニング室（216㎡（居室部分143㎡と居室外部分73㎡の合計））と大スタジオ（331㎡）の入替え工事を実施する。

この入替え工事に伴い、大スタジオの面積が縮小する（入替え工事後143㎡）ため、使用料も減額となるもの。

またその結果、小スタジオ（130㎡）と面積が同程度となるため、「大スタジオ、小スタジオ」から「スタジオ1、スタジオ2」へと名称変更を行うもの。

2 改正内容

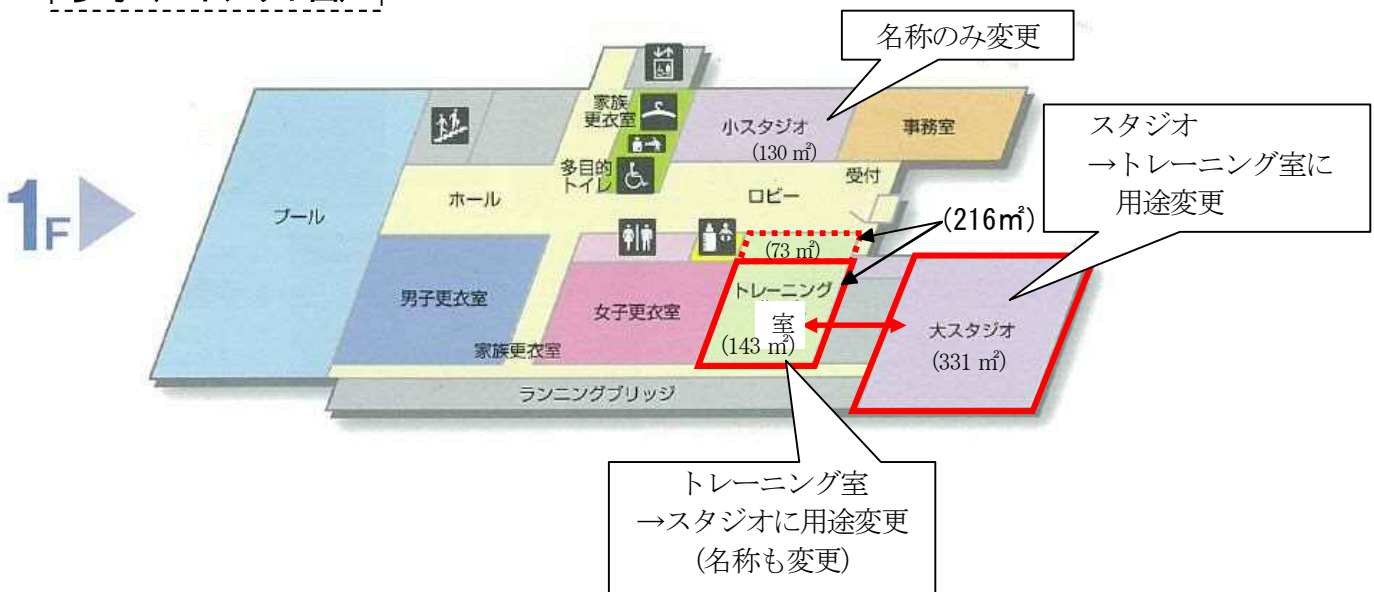
北九州市障害者スポーツセンターのスタジオの名称及び使用料を変更する。（別表2関係）

	現行		改正後		
	平日	休日等		平日	休日等
大スタジオ	2,500円	2,800円	スタジオ1	1,100円	1,200円
小スタジオ	1,000円	1,100円	スタジオ2	1,000円	1,100円

3 施行期日

平成29年4月1日

参考（レイアウト図）



## 1 制定理由

国家戦略特別区域法による特例として、国家戦略特別区域において、外国人旅客の滞在に適した宿泊施設を一定期間以上、利用させ、及び外国人旅客の滞在に必要な役務を提供する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（以下「特区民泊」という。）を行う場合には、「旅館業法」の適用が除外される。

本市は、平成28年1月29日に国家戦略特別区域法の規定に基づく国家戦略特別区域の指定を受け、同年10月4日に、特区民泊を含む区域計画が内閣総理大臣の認定を受けた。

今回、国家戦略特別区域法施行令に基づき「特区民泊の施設を使用させる期間の下限の日数」を規定する他、特区民泊が適正に実施されるよう必要な事項を規定する条例を制定するもの。

## 2 条例の内容

(1) 趣旨（第1条関係）

(2) 国家戦略特別区域法施行令第12条第2号の条例で定める期間（第2条関係）

特区民泊の施設を使用させる期間の下限の日数を定める。

(3) 認定事業者の責務（第3条関係）

認定事業者は、本市の区域計画の策定の趣旨を踏まえて、本市の豊かな自然と触れ合い、又は市民と交流する機会を積極的に設けるよう努めなければならない旨を定める。

(4) 立入調査等（第4条関係）

市長は必要な限度において、その職員に、認定事業者の事務所又は施設に立ち入り、認定事業の実施状況について調査させ、又は関係人に質問させることができるとの権限等について定める。

(5) 手数料（第5条関係）

特定認定の申請又は変更をしようとする者は、手数料を納付すべきことを定め、当該手数料の額等について定める。

(6) 委任（第6条関係）

## 3 施行期日

公布の日

## 指定管理者の指定について(北九州市立小池学園等) 【議案第195号～第197号】

指定管理者の指定議案一覧(3施設／3議案)

議案番号	施設名	指定管理者	指定期間		条件付 公募	担当課	頁
第195号	北九州市立小池学園	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	2年	平成29年4月1日～ 平成31年3月31日	○	障害者 支援課	P5
第196号	北九州市立戸畑障害者地域活動センター	社会福祉法人 北九州障害者福祉事業協会	5年	平成29年4月1日～ 平成34年3月31日			P61
第197号	北九州市障害者スポーツセンター	北九州市障害者スポーツセンター運営共同事業体	5年	平成29年4月1日～ 平成34年3月31日			P79



## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成28年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称：北九州市立小池学園

所 在 地：北九州市若松区大字小敷583番地1

施設内容

##### ① 施設概要

敷地面積：約18,257㎡

構 造：鉄筋コンクリート造2階建一部平屋建

規 模：延床面積 約2,586㎡

##### ② 事業内容

- ・ 障害児入所支援
- ・ 障害児短期入所サービス（ショートステイ）
- ・ 日中一時支援事業（日帰りショート）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 障害児等療育支援事業
- ・ 発達支援セミナーの実施 等

#### (2) 指定期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人 北九州市福祉事業団

所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

主な業務内容：① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設、特別養護老人ホーム等の受託経営ほか）

② 第2種社会福祉事業（保育所、児童館等の経営、障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）

③ その他市受託事業（社会福祉施設従事者等研修事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

## 2 指定の経緯

- 平成28年7月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）
- 平成28年8月23日 申請受付開始
- 平成28年8月26日 申請締め切り
- 平成28年10月6日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）
- 平成28年11月 指定管理者候補を決定

## 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

## 4 検討会構成員

- ・ [民間経験者] 大野 元次（北九州市知的障害者相談員協議会 副会長）
  - ・ [民間有識者] 緒方 有為子（福岡県看護連盟 幹事長）
  - ・ [学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
  - ・ [財務関係者] 川邊 玲子（公認会計士）
  - ・ [学識経験者] 別所 宏朗（㈱日本政策投資銀行九州支店企画調査課副調査役）
- 【臨時員】

※ 五十音順

※ 条件付き公募方式採用の妥当性を検証するに当たっては、公民連携や民間活力の導入の推進に関する視点が特に必要であるため、臨時員を招集しました。

## 5 条件付き公募方式採用について

### (1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、北九州市立小池学園の指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

### (2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員				
	A	B	C	D	E
妥当性	有	有	有	有	有



### (3) 検討会における主な意見

- ・当法人は、長年の障害児施設運営経験があり、問題行動等に対しても高度な専門性や経験を有するスタッフにて支援が行われている。また、過去4年間苦情は1件もなく、満足度も高い比率を示している。「条件付公募」方式の採用は適している。
- ・長年の実績による信頼性は、利用者間、地域との関係性において優れており、職員の育成・配置についても努力が見られる。
- ・障害者のために長年取り組んでいて、地域との連携、生活支援など高度な専門性を活かして運営努力がなされている。今後、小池学園の特徴に合わせて、研修を重ねて努力して欲しい。
- ・新たな指定管理者を公募することも考えられるが、最も重要であると思われる利用者の特性を考慮すると、条件付公募とすることは妥当と考える。

## 6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤
	① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
	(3) 実績や経験など
	① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
	② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2	管理運営計画の適確性
	【有効性】
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
	① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
	② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
	③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
	④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。 ・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など
	⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。
	(2) 利用者の満足度
	① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
	② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。

③	利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④	利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤	利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。
⑥	その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
<b>【効率性】</b>	
<b>(3) 指定管理料及び収入</b>	
①	指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
②	収入が最大限確保される提案であるか。
③	完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。
<b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
<b>【適正性】</b>	
<b>(5) 管理運営体制など</b>	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
<b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>	
①	施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

## 7 審査結果

### (1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人  北九州市福	1 指定管理者としての適性	適	適	適	適
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針				
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				

社事業団	2 管理運営計画の適確性				
	【有効性】				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	【効率性】				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
	(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性				
	【適正性】				
	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など				

## (2) 検討会における主な意見

### 【指定管理者としての適性】

- ・法人として、51年の長期にわたり、障害施設、保育所等の多くの施設を運営し、千人を超える福祉医療の専門職を有し、各施設間の連携・交流を図っており、人的基盤に問題はないと思われる。
- ・法人全体の最終利益が出ていることや、次期繰越活動増減差額はプラスであり、財政的に問題はないと思われる。
- ・長年の経験によって裏打ちされた理念や基本姿勢が適性である。実績経験も十分あり、管理運営人的基盤が整っている。
- ・従来の基本理念を含め、新たに時代のニーズに沿って見直しがなされ、前向きな取り組みがなされている。
- ・施設の設置目的を理解し、入所児童の社会参加や自立、地域交流を目指した基本方針となっている。

### 【管理運営計画の適確性】

- ・収支計画について、過去の実績と比較して著しい増減はなく、実現可能な範囲といえる。
- ・管理運営体制や平等利用、安全対策、危機管理体制についても、適正といえる。
- ・障害の程度も多様で年齢も幅が広いとため、障害児一人ひとりのニーズに合わせた取り組みがなされ有効性があると思われる。親子関係が希薄なところで、児童会や茶話会等を実施し、利用者の満足度向上に努めている。
- ・利用者のアンケート調査結果で85%が満足となっているが、残り15%の分析を行い、少しでも満足度を向上して欲しい。
- ・運営についてマンネリにならず、革新的に踏み込んで欲しい。

### 【総評】

- ・福祉事業団は、障害者のための専門性を活かして生活支援、地域との連携など運営努力がなされている。小池学園では、入所利用者と保護者の関係が希薄な方もあり、これからも心やさしく気配りして頑張ってもらいたい。
- ・障害福祉型施設は地域での社会的養護機能を持っており、他者と連携して社会資源を活用して地域連携を進めていくのが望ましい。

- ・入所児童の特性を理解し、個人に合った支援ができるように計画、実施している。また、近年の入所児童の家庭環境や入所背景を把握し、必要な支援を見極めて取り組んでいる。
- ・総合療育センターなど専門性のある他の機関からのバックアップを通じて、職員の研修体制や利用者支援をより高められるよう進めて欲しい。

なお、付帯意見として、「神奈川県での障害者施設の事件を受けて、これまで以上に利用者の安全、安心に努めて頂き、職員が安定して長く働ける職場づくりをお願いする。」を付すことで決定した。

## 8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人 北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を行ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小池学園についても、昭和46年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成18年度からは、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。また、各種の研修制度等により、職員の資質向上等に努めている。
- ・十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても、一定の取り組みがなされている。
- ・利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度向上に関しても、実績を踏まえた様々な提案がなされている。

## 9 提案額

50,957千円（平成29年度～30年度の各年度）

## 条件付き公募とする理由

本施設は、知的障害のある児童を入所させて、保護するとともに、社会的自立に向けての援助、学習の指導、健康管理等を行うことにより、障害児の生活及び福祉の向上に資することを目的とする施設である。入所機能をはじめ、短期入所や通所機能を有する。入所児と職員は、365日24時間接する状況であるため、他の施設と比べ利用児と職員は密接な関係であり、「利用児との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、知的障害や発達障害に加え、養育困難、被虐待児を積極的に受け入れる施設であり、入所児童等に対して多くの専門的支援を要するため、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現在の指定管理者である法人は、長年にわたり障害児施設等の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。小池学園についても、設立当時より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていることに加えて、地域との交流も継続的に取り組み、ボランティアの育成や積極的な職場実習の受入れなど、将来の福祉人材の育成にも貢献を果たしているといえる。

ついては、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。

( )

( )

## 提 案 概 要

(北九州市立小池学園 指定管理者)

団体名： 社会福祉法人 北九州市福祉事業団

### 1 指定管理者としての適性について

#### (1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針

事業団は「基本理念」「スローガン」「経営方針」「行動規範」のもと、職員の意識改革を推進するとともに、福祉サービス提供者として遵守すべき基本的事項を明確にし、職員の資質やサービスの質のさらなる向上を図ります。

また、小池学園は「利用者一人ひとりの人権を尊重した支援を行う」等の基本方針のもと、「その子らしく健やかに」成長していくよう、基本的な生活習慣や家庭生活・社会生活技能の習得、不適切な行動の軽減など自立に向けた支援に取り組みます。

#### (2) 安定的な人的基盤や財政基盤

昭和40年の設立以来51年間にわたり、障害施設・保育所・児童館等10種75施設を運営しています。千人を超える福祉や医療の専門職を有し、事業団施設間の連携により児童等へのさまざまな支援を行っています。

また、事業団は平成17年度から5年間の経営健全化へ取り組んだ結果、財政基盤の安定性は十分に確保されており、事務局による人事・財政面の集中管理体制のもと、効率的で安定した施設運営を実現しています。

#### (3) 実績や経験など

障害施設のほか保育所・児童館・高齢者施設等75施設を運営し、市民への福祉サービスの充実に積極的に取り組んでいます。事業団は国家資格を要する医師等医療スタッフや保育士を多数有しており、その中で小池学園保育士の経験年数（平均）は11.6年であり、高い専門性と豊富な経験のもと、障害特性により個別対応を必要とする児童の生活支援、自立支援に積極的に取り組んでいます。

### 2 管理運営計画の適確性

#### 【有効性】に関する取組み

#### (1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み

小池学園の「基本方針」に基づき、障害の程度は最重度から正常域まで、年齢は未就学児から高校生まで、加えて多様な障害特性を有する個別対応が日常的に必要な児童を受け入れます。

「入所支援」・「通所支援」・「地域支援」の機能を併せ持つ多機能型施設として、利用者及びその家族や地域に対する支援に積極的に取り組みます。

#### (2) 利用者の満足度

利用者から直接、意見・要望を聴くために児童会・茶話会を実施するとともに、意見箱の設置や個別懇談・保護者参加の行事等を通して保護者からの意見・要望を集約します。

集約結果は職員ミーティングなどで検討・決定を速やかに実施し、利用者や家族の声を運営改善に反映させる取り組みを継続して行います。

<b>【効率性】に関する取組み</b>	
<b>(3) 指定管理料及び収入</b>	
<p>入所や通所の利用増加に向けた広報活動等に積極的に取り組むとともに、民間では対応困難な障害特性を有する児童や養育放棄等家庭問題を抱える児童の受け入れを積極的に行う等、収入増に取り組めます。</p> <p>また、入所や通所利用者に対する生活支援・自立支援・日中活動支援及び施設の安全管理・衛生管理等を安定的に維持するために必要な費用を積算しています。</p>	
<b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>	
<p>H27 年度実績に基づいた H28 年度予算を参考として収支計画を作成しています。</p> <p>入所や通所利用者の増加に取り組むとともに、清掃、警備等業務委託の事務局による一括入札や「節水対策」、空調温度など環境省が提唱する「クールビズ」「ウォームビズ」を基準とした「節電対策」に利用者の身体状況等に影響が生じない範囲で取り組み、健全な収支の執行を図ります。</p>	

<b>【適正性】に関する取組み</b>	
<b>(5) 管理運営体制など</b>	
<p>入所については障害特性によるパニックや他害等への個別対応に必要な管理運営体制を維持するとともに、利用者にとって安全で安心な施設運営に取り組めます。</p> <p>職員の資質向上及び人材育成については、職場研修・職場外研修・自主勉強会に積極的に取り組み、利用者への支援充実を図ります。</p> <p>地域支援については、短期入所・日帰りショート等の受け入れを積極的に行い、保護者の負担軽減等を図ります。</p> <p>地域との連携については、地域資源を活用した体験活動や保育所との交流等に積極的に取り組むとともに、実習生やボランティアを受け入れて福祉人材の育成や活用を推進します。</p>	
<b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>	
<p>利用者の個人情報保護に積極的に取り組み、情報漏洩の防止と適切な管理を行います。</p> <p>利用者に関する虐待防止や早期発見を図るため、職員による自己チェックを行う等、児童の人権擁護を徹底します。</p> <p>安全管理や事故対応などについては整備された各種マニュアルを活用し、事故防止を図るとともに、事故等発生時における的確な対応を徹底します。</p> <p>事業団全体の災害対策要綱を策定し、緊急時の職員配置や役割を定めており、災害時の利用者の安全確保に取り組めます。</p>	

**提案額（千円）**

H29 年度	50,957 千円
H30 年度	50,957 千円

※提案概要は、提案書の内容を 2 枚程度（A4）にまとめてください。